

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第33号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>（1）～（10） [略]</p> <p>（11） 県立の看護師養成所の授業料の減免<u>及び</u>入学料の免除に関すること。</p> <p>（12）～（18） [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>（産業技術短期大学の校長等専決事項）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 産業技術短期大学の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学の副校長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 産業技術短期大学条例（平成8年岩手県条例第29号）第14条の規定に基づく授業料の免除<u>及び</u>同条例附則第3項の規定に基づく入学料の免除に関すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）</p>	<p>（保健福祉部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 医療推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>（1）～（10） [略]</p> <p>（11） 県立の看護師養成所の授業料の減免<u>並びに</u><u>入学選考料</u><u>、</u><u>入学料</u><u>及び</u><u>寄宿舎料</u>の免除に関すること。</p> <p>（12）～（18） [略]</p> <p>[略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>（産業技術短期大学の校長等専決事項）</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 産業技術短期大学の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学の副校長が専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 産業技術短期大学条例（平成8年岩手県条例第29号）第14条の規定に基づく授業料の免除<u>並びに</u>同条例附則第3項の規定に基づく<u>入学検定料</u>、<u>入学料</u><u>及び</u><u>寄宿舎料</u>の免除に関すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>第12条第1項各号に定めるもののほか、本庁の県土整備部長にあっては、次に掲げる事項を専決することができる。</u></p> <p><u>（1）平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けた者の生活再建の支援を目的とした1件の予定又は見積りの価格7,000万円以上の応急仮設住宅の取得に関すること（緊急に行う場合に限る。）。</u></p> <p>別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）</p>

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県立 産業技術 短期大学 校長	1 産業技術短 期大学校条例 の施行に關す る事務	[略]	入学料の免除
		附則第3項	
[略]			
職業能力 開発校の 長	1 職業能力開 発校条例（昭 和51年岩手県 条例第25号） の施行に關す る事務	[略]	入校料の免除
		附則第4項	
[略]			

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県立 農業大学 校長	農業大学校条例 （昭和55年岩手 県条例第45号） の施行に關する 事務	[略]	入学料の免除
		附則第4項	

別表第16 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
県立高等 学校長	[略]		
	県立学校授業料 等条例（昭和38 年岩手県条例第 16号）の施行に 關する事務	[略]	入学料の免除
		附則第4項	
[略]			

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県立 産業技術 短期大学 校長	1 産業技術短 期大学校条例 の施行に關す る事務	[略]	入学検定料、 入学料及び寄 宿舍料の免除
		附則第3項	
[略]			
職業能力 開発校の 長	1 職業能力開 発校条例（昭 和51年岩手県 条例第25号） の施行に關す る事務	[略]	入校検定料、 入校料及び寄 宿舍料の免除
		附則第4項	
[略]			

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県立 農業大学 校長	農業大学校条例 （昭和55年岩手 県条例第45号） の施行に關する 事務	[略]	入学検定料及 び入学料の免 除
		附則第4項	

別表第16 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
県立高等 学校長	[略]		
	県立学校授業料 等条例（昭和38 年岩手県条例第 16号）の施行に 關する事務	[略]	入学選考料、 入学料、通信 制受講料及び 寄宿舍料の免 除
		附則第4項	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。